

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	1
事業名	1-1-1 1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進
担当課	職員課
日 時	7月2日（水）9時30分～9時47分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No1、2、12を統合 No2を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・制度周知は必要であるが、男女参画の寄与は限りなく少ないため、他の事業との統合で良い。同様の事業であるNo2、12と統合し、No2を残す。
・市のDX推進計画、特定事業主行動計画で同事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	2
事業名	1-1-1 2 育児休業の取得促進、普及・啓発
担当課	職員課
日 時	7月2日（水）9時47分～9時52分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No1、2、12を統合 No2を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ 特定事業主行動計画に同様な事業あり。
・ 職場環境づくりの視点として同様の事業であるNo1、12を統合し、テレワークを活用した育休取得促進を追記する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	3
事業名	1-1-2 1 男女の均等な雇用機会の確保に向けた広報・啓発
担当課	産業振興課
日 時	7月1日（火）14時00分～14時23分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。		中間		2
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No3, 4, 10を統合 No10を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・周知として、最新の情報に合わせてホームページを更新しているが、新着情報には掲載していない。
・数年前までは雇用促進プランという産業振興課の計画に含まれていたが、廃止になってしまったので、現時点で他の計画には無い。
・チラシは産業振興課に配架しているだけであり、実際に取りに来る人はほぼいない。
・No10においても、本事業と同じ広報・啓発事業を行っており、研修を含む事業である。
・類似した事業である、No3、4、10を統合し、No10を残す。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	4
事業名	1-1-2 2 女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催
担当課	産業振興課
日 時	7月1日（火）14時23分～14時41分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No3, 4, 10を統合 No10を残す 本事業自体は令和6年度で終了
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・女性を対象としたPCスキル向上のセミナーには、集客が少ない。参加者数の実績は、1回目8名 2回目9人、定員は各15名である。

・No4は、子育て期の女性向け就労支援セミナー（パソコンスキルアップ講座等）は市が単独で行っていた事業で、令和6年度で廃止となった。令和7年度からは、代わりに新規事業として、市単独（H0-ワーク後援）で、対象者を女性に絞らず合同就職説明会を年2回開催することになっている。

・No10は、近隣4市と県のジョブサポートセンターが共催でシニア向けと女性向けで年に1回ずつ、計2回開催しており、本事業と同様の事業である。ほかに類似した事業を含にNo3、4、10を統合し、No10を残す。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	5
事業名	1-1-2 2 女性の能力開発と経営参画の促進、各種セミナーの開催
担当課	農林水産課
日 時	7月17日（木）9時30分～10時00分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。		中間		2
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					20

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・認定農業士は100人程度いる。内1割程度が女性だが少ない。
 ・認定農業士は大規模であり、専業農家が多い。
 ・家族間協定は家族間で協定を締結する。夫が認定士の場合で家族間で協定締結すると、妻や子ども等も認定士となる。
 ・認定士については、農業振興計画にあるが、女性の認定士と限定はしていない。
 ・県が女性農業士を認定する。よって、市の振興計画には入っていない。
 ・農業従事者と話をする際に、「女性は・・・」というと怒られる。男女共同が浸透しているが、逆に、男女の言葉が古くなっている。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	6
事業名	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施
担当課	職員課
日 時	7月2日（水）9時52分～9時59分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	事業主としての義務であり、男女共同参画に限るものではない。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・本市の他の計画にはないが、法律で定められている。
- ・事業主としての義務であり、男女の性差による課題解決に寄与するものではないため、廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	7
事業名	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施
担当課	福祉相談課
日 時	7月9日（水）14時30分～14時47分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	メンタルヘルスは男女関係なく必要なものであり、男女差による課題解決の事業ではないため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・「木更津市自殺対策計画」に同様の事業あり。
- ・No64と類似している。
- ・統合の方向性ではあるが、性差の課題解決の事業ではないので廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	8
事業名	1-1-3 1 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施
担当課	健康推進課
日 時	7月2日（水）14時00分～14時07分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	睡眠と休養は男女差に関係なく必要なものであり、男女差によるものではない。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・睡眠と休養は男女差に関係なく必要なものであり、男女共同参画に直接寄与しないため、廃止の方向性。
・「健康ささらづ21」に同様の記載あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	9
事業名	1-1-3 2 母性に関する保護規定や支援制度の啓発・利用促進
担当課	健康推進課
日 時	7月3日（木）14時00分～14時31分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					20

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・妊娠したことを会社に言いづらい女性もいることや、行政もパートナー(男性)の育休取得を推奨しているという事実を周知するための事業
- ・事業概要について、課題が分かるような書き方へ修正
- ・評価基準(定量的な評価)について、育休取得や連絡カードを知らない方に周知できたかを評価する必要があるのでは、市SNSにて掲載するなどの内容の方がいいのではないかと提案をした

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	10
事業名	1-1-4 1 支援メニューの案内等再就職希望者への就労支援
担当課	産業振興課
日 時	7月1日（火）14時41分～14時43分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No3, 4, 10を統合 No10を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ No4と同様の事業。違いは、本事業が県・近隣市の主催であり、No4は市単独の主催であること。
・ No4の「子育て期の女性向け就労支援セミナー（パソコンスキルアップ講座等）」は、令和7年度より新規事業として、年2回開催、内1回は女性向け、もう1つはシニア向けとなっている。そのためNo4を、より男女共同参画に寄与する本事業へ統合する。
・ 同様な事業にNo3、4があり、同様に本事業へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	11
事業名	1-1-5 1 多様な働き方に関する情報提供、支援
担当課	産業振興課
日 時	7月1日（火）14時41分～14時54分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	多様な働き方の推進をしているが、男女差による課題解決のための事業ではないため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・「働き方改革実践企業」登録制度を推奨するする制度。残業を少なくする、リモートワーク推奨等、企業の掲げる目標を達成したら表彰。
・「商工業振興計画」に同様の事業あり。
・男女問わず、働きやすい社会づくりの推進をするための事業であり、男女の性差による課題解決を図る事業ではないため、廃止。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	12
事業名	1-1-5 2 テレワークの推進
担当課	職員課
日 時	7月2日（水）9時52分～10時00分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No1、2、12を統合 No2を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・ No1の事業と同様であり、男女差の解決ではなく全職員のための事業である。
- ・ 職場環境づくりの視点として育休取得促進の事業のNo2があるため、No1及び本事業をNo2へと統合し、テレワークによる育休取得の内容にする。
- ・ 特定事業主行動計画に同様の事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	13
事業名	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進
担当課	健康推進課
日 時	7月3日（木）14時31分～15時19分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・No9, 13, 20は一見すると似ているが、それぞれ、課題、目的が異なる。第6次計画ではその点を事業概要等に明確に記載し、別々の事業として扱う。
・No13との課題、対応の違いを明確に概要、実施計画に記載する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	14
事業名	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進
担当課	介護保険課
日 時	7月11日（金）14時00分～14時32分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・介護サービスを周知・利用させることで、介護離職をしていた方が男女問わず、社会参画する機会に繋がると考えると、男女共同参画には寄与するものであるため、継続する。なお、現在の事業概要からはその目的が伝わりづらいため、修正は必要である。
・第9期介護保険事業計画に同様の事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	15
事業名	1-2-1 1 仕事と育児・介護の両立のための啓発、相談窓口の利用促進
担当課	高齢者福祉課
日 時	7月10日（木）13時30分～13時42分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県での男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。		中間		2
計					11

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	高齢者へのサービス充実を目的としており、男女差による課題解決とは関係ないため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ No14と類似している。
 ・ 介護保険事業計画に同様の事業あり。
 ・ 高齢者自身の相談やサポートに繋げる、繋がる事業である。介護離職の男女の社会参画に繋げるものではない。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	16
事業名	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消
担当課	こども保育課
日 時	7月8日（火）14時00分～14時12分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・「第3期 木更津市こども・子育て支援事業計画」に同様の事業あり。
- ・待機児童解消により、育児に専念する保護者の社会参画を促すことができる。
- ・県の男女共同参画計画において待機児童解消の体制整備の目標あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	17
事業名	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消
担当課	介護保険課
日 時	7月11日（金）14時32分～15時14分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	No14で介護者への社会参画に繋がっているため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・男女の性差による課題というよりは、介護が必要な方の受け皿を整備し、介護をしていた方の社会参画に繋がるものである。その点からすると、No14において、様々な支援を周知することで、解消に繋げることができるため、No14において実施し、本事業は廃止とする。
・第9期介護保険事業計画は3カ年計画であり、計画での事業内容はニーズ調査により決定している。一方、男女共同参画計画は5カ年計画であり、介護保険計画での修正に対応することが困難である。
・ニーズ調査により、必要に応じて体制整備をする性質上、施設の整備が必ずしもニーズに答える方法となるわけではない。
・施設整備以外には、介護人材の不足も課題であるが、介護人材の確保は、行政の関与の範囲は少なく、事業所が主導となるため、施設数や介護人材を評価規準とすることは難しい。
・第9期介護保険事業計画に同様の事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	18
事業名	1-2-1 2 保育・介護のための体制整備、待機児童の解消
担当課	障がい福祉課
日 時	7月4日（金）15時30分～15時47分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	障がい者全般のための事業であり、男女差による課題解決と関係ないため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ きさらづ障がい者プランに同様の計画あり。
- ・ 親が亡くなった後の障がい者を緊急的に保護するための生活支援拠点となる支援体制（事業所）づくりの事業であり、男女性差の課題解決のための事業ではない。
- ・ ・ No40、No58も類似事業であり、廃止とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	19
事業名	1-2-2 1 家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発
担当課	高齢者福祉課
日 時	7月10日（木）13時42分～13時50分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	介護者の負担軽減により、家族での介護を増やすための事業であり、男女差による課題解決の事業ではないため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・「介護保険事業計画」に同様の事業あり。
・家族の介護者の負担軽減を図ることにより、家族介護者を増やすための事業である。男女差の課題解決とは異なる。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	20
事業名	1-2-2 1 家事、育児、介護等への男性の参加促進のための啓発
担当課	健康推進課
日 時	7月3日（木）15時19分～15時32分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					19

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・女性目線でも、夫が育児を手伝うことを良しとする場合もあれば、いて欲しくない場合もある。
・No9, 13, 20は一見すると似ているが、本事業は、男性の家事・育児に特化した啓発であり、課題や目的が異なる。第6次計画ではその点を事業概要等に明確に記載し、別々の事業として扱う。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	21
事業名	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進
担当課	公民館
日 時	7月25日（金）14時00分～14時30分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No22と同様の事業 No21, 22を統合 No22を残す 担当課を要協議
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・令和8年から、支援センター移行に伴い、予算関係は生涯学習課、実行は交流センターとなる。
・本事業も生涯学習課又は交流センター（現公民館）のいずれかが作成するか協議の余地あり。
→ 9/4協議済み。生涯学習課で対応の旨了承を得た。
・上記状況ではあるが、No22と同様な事業のため、統合が良い。担当課をどちらにするかは生涯学習課との協議を要する。
・地域の役員や清掃活動等のため人員が必要であるが、現在、満足した人数がいない。
・いないから、講座等を開催し、人を募っている。講座参加は女性が多い。でも、これは、男女共同参画のための事業ではない。

・教育振興課と公民館に同様な記載あり

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	22
事業名	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進
担当課	生涯学習課
日 時	7月18日（金）9時30分～9時51分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No21, 22を統合 No22を残す。担当課を協議
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 女性委員は増加傾向にある。（女性の推薦を依頼しているわけではないが）
- ・ 吾妻公園再築に向けて、女性目線での視点でも検討をしている
- ・ No21と同事業であるため、本事業へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	23
事業名	1-2-3 1 地域活動、ボランティア活動などへの参加促進
担当課	市民活動支援課
日 時	7月7日（月）9時30分～9時50分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	市民活動団体を支援することが目的であり、男女差解消を目的とした団体もなく、男女差を課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・市民活動センターは、市民活動団体の支援又は促進することが目的である。性差の課題解決を目的とした団体はなく、今までのアンケートにも要望はない。
・市民活動支援センターでは、市民活動団体同士の交流（横のつながり）やセンター主催のイベントへの参加促進を行っている。防災・減災講座、子育て支援談話会等があり、男女性差課題解決の団体やイベントはない。
・登録団体（目的は様々）は、イベント実施や広報活動を行っているが、男女の性差の課題解決に向けたイベント団体やイベントの実施はない。
・市民活動を推進するという点でNo21、25が類似した事業である。
・本市の他の計画での類似した事業は、基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、オーガニックなまちづくりアクションプラン、環境基本計画にある。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	24
事業名	地域活動、ボランティア活動などへの参加促進
担当課	危機管理課
日 時	7月1日（月）10時30分～10時45分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・コーディネーター自体の人数が少ないため、まずは、数が必要である。女性もいれば男女共同参画に繋がる。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	25
事業名	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘
担当課	公民館
日 時	7月25日（金） 14時30分～14時48分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No25、61、81、82、83 を統合 No82を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ No61、82に類似しているため、No82に統合する。
- ・ 地域課題は、高齢、妊娠・子育て、障がい、転入により知り合いがいない、等の課題がある。しかし、男女共同参画といった視点だけでの課題ではない。
- ・ 教育振興基本計画に同様な記載あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	26
事業名	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘
担当課	生涯学習課
日 時	7月18日（金）9時52分～10時06分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	地域づくりを担うキーパーソンとなり得る人材の発掘等の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・教育振興基本計画「木更津市の教育」に同様の事業あり。
・そもそも、男女の性差に関する定例会でもなく、議題として挙がっているわけではない。男女共同参画社会の実現に寄与する事業ではないため、廃止の方向。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	27
事業名	1-2-3 2 公民館事業や市民活動事業の推進、地域づくり人材の発掘
担当課	市民活動支援課
日 時	7月7日（月）9時50分～10時05分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	市民活動団体のニーズに沿った支援事業を実施しており、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・市民活動センターは、市民活動の支援又は促進することが目的である。性差の課題解決を目的とした団体はなく、今までのアンケートにも要望はない。
・本事業を継続とする場合は、男女の性差課題やそれに対する取組の評価基準の修正が必要である。性差の課題解決を目的とした団体があれば、イベント実施時の男女の参加割合等の基準設定は可能である。
・本市の男女共同参画計画での類似した事業は、No21、25である。
・本市の他の計画での類似した事業は、基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、オーガニックなまちづくりアクションプラン、環境基本計画にある。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	28
事業名	1-3-1 1 審議会等における女性委員の積極的登用、公募の実施
担当課	各課
日 時	7月28日（月）17時30分～17時42分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 附属機関等の委員の選任等の指針に同内容の記載あり。
- ・ 計画に「公募の周知」に関する記載が必要。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	29
事業名	1-3-1 2 市女性職員の管理職への人材育成と積極的登用
担当課	職員課
日 時	7月2日（水）10時00分～10時08分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 特定事業主行動計画に同事業あり。
- ・ 女性登用（No29）のための研修の内容に、必要に応じて、能力開発（No32）の内容を入れられる。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	30
事業名	1-3-1 3 企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ
担当課	地域共生推進課
日 時	7月28日（月）17時42分～17時50分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					20

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・基本計画に同じ。
- ・女性管理職を登用するというピンポイントな目標は性別にかかわらずという男女共同参画と乖離しているため、事業概要を修正する必要がある。
- ・男女共同参画計画を適宜周知することで、女性管理職登用を意識させる。
- ・No31と似ているが、教員対象か民間企業・団体を対象にするかの違いがあるため分けて考える。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	31
事業名	1-3-1 3 企業、団体、学校における女性の管理職登用への働きかけ
担当課	学校教育課
日 時	7月16日（水）9時40分～10時09分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	主催は市ではなく、教員の有志で行っているため市の事業として扱っていない。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・そもそも、研修の企画・実施主体は、学校教育課（市教委）ではなく、教員の有志で組織した任意団体（君津地区女性校長・教頭・指導主事等の会）であり、学校教育課としては、講師派遣依頼があった場合に、派遣しているのみ。
・教員の雇用主は県であり、登用にあたり、市教委も意見を述べたり、要望を出している可能性はあるが、詳細は一職員には分からず、本計画に事業として計上し、評価規準を設定することは困難である。
・権限がない前提での要望は可能かもしれないが、それを本計画の事業とし、評価規準を設定することは困難である。
・男女共同参画計画の事業としては、「廃止」が良いが、本事業自体は「廃止」するわけではない。本計画からの廃止が、事業自体の廃止と誤認されないようにしてほしい。
・本事業については、市の教育振興計画に記載がある。
・教員への研修は、No78でまなび支援センターが企画し実施している。市での主催のため、No78は継続とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	32
事業名	1-3-2 1 女性の能力開発につながる研修等への参加促進
担当課	職員課
日 時	7月3日（木）9時33分～9時51分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	女性に限定したものではなく、全職員の能力開発であり、男女問わず研修を実施しているため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ 研修の対象は、女性に限定したものではなく、全職員の能力開発のために実施している。女性の能力が低いわけではないため、性を限定して研修を実施しなければならない状況はない。
・ 女性の能力開発とは異なるが、女性職員登用のための事業としてNo29があり、研修等を実施している。必要があれば、その中に女性の能力開発に特化した研修を入れて対応する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	33
事業名	1-3-2 2 女性の能力開発につながる情報発信
担当課	地域共生推進課
日 時	7月28日（月）17時50分～17時58分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	産業振興課で同事業を実施しているため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・市ホームページに男女共同参画ポータル女性の活躍推進を取り扱うページは作成済みであり、今後、必要に応じて情報の更新は行う。
・産業振興課のNo3でも同様な事業を行っている。
・地域共生推進課では、市ホームページの掲載のみであり、産業振興課では広報に加え、セミナー等を実施している。
・以上のことから、市ホームページの掲載は継続して行うが、それ意外は、ポスター掲示のため、No33は男女共同参画計画の事業からは廃止とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	34
事業名	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催
担当課	地域共生推進課
日 時	7月28日（月）17時58分～18時05分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No34、55を統合 No34を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・基本計画に同じ。
- ・事業概要と評価基準に乖離があるため、修正が必要である。
- ・小中学校における人権問題の課題は少ないと考えられるが、将来的な課題解決が期待されるため、継続する。
- ・人権教室等の事業はそのまま継続し、小中高のリーフレット（性的マイノリティ）についてはN048に移行する。
- ・No55と同事業のため、本事業へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	35
事業名	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催
担当課	生涯学習課
日 時	7月18日（金）10時06分～10時16分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					19

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・教育振興基本計画に同様の事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	36
事業名	2-4-1 1 人権尊重についての啓発や講座等の開催
担当課	こども家庭支援課
日 時	7月7日（月）14時00分～14時20分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。	有			3
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					21

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・No36と37は一連の取組ではあるが、36は広報、37は個別の課題解決のため、本市の男女共同参画計画に同様な事業があるかは、中間とした。
・本市の他の計画としては、自殺対策計画、障がい基本計画に同様の事業があるが、広報の記載は男女の計画のみ。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	37
事業名	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化
担当課	こども家庭支援課
日 時	7月7日（月）14時20分～14時34分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。	有			3
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					22

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・No38とは関連するが、こども家庭支援課での解決ができない場合に、No38の中で、支援会議・重層的支援会議を開催し課題解決を図っている。それぞれの課の役割が異なり、対応内容が異なるので、統合せず別々として継続する。
・高齢者や障害者ではない、DVの対応としては、本市の男女共同参画計画の中には、ない。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	38
事業名	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化
担当課	福祉相談課
日 時	7月9日（水）14時47分～15時09分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。	有			3
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ 性差に関わりなく相談を実施している。
 ・ LGBTQについての相談がある場合は、福祉相談課が窓口となる（現時点で事例はないが）
 ・ 会議の内容が男女に関係なくても評価基準の対象となってしまうため、継続の場合は、評価基準の修正が必要と思われる。
 ・ 年度をまたいで問題解決となる人も多いので、解決した割合を基準にするのは難しい。
 ・ 他課（高齢者や子育て等）と所々似通っている事業はあるが、具体的な役割は違う。
 ・ 地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画に同内容の事業。
 ・ 本事業が男女の計画から無くなったとしても他の事業で継続する。よって、本事業は男女共同参画と直接的な関係が薄いため、廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	39
事業名	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化
担当課	高齢者福祉課
日 時	7月10日（木）13時45分～13時56分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。	有			3
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・No38、No40と関連性あり。
・高齢者虐待防止のための取り組みであり、男女性差による課題は特にないため、男女共同参画の観点では寄与するものがない。
・介護保険事業計画が同様の事業。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	40
事業名	2-4-1 2 DVや高齢者・障がい者・児童虐待の相談に対する連携の強化
担当課	障がい福祉課
日 時	7月4日（金）15時47分～16時07分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	障がい者、高齢者等への支援の事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ きさらづ障がい者プランに同様の記載あり。
・ 障がい者虐待をはじめとする複雑で多様化した問題に対応する事業であり、男女の性差の課題解決のための事業ではない。
・ No18、No58も類似事業であり、廃止とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	41
事業名	2-4-2 1 性にかかわる人権侵害防止についての啓発
担当課	職員課
日 時	7月3日（木）9時51分～10時2分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 公益通報には、職員間のセクハラやパワハラが含まれるため、セクハラは本計画に合致する。あくまでも職員間の問題が対象であり、夫婦や家庭間でのトラブルは職員課では対応していない。
- ・ 特定事業主行動計画に同様の事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	42
事業名	2-4-2 2 性の商品化を防ぐための啓発、SNSを活用した注意喚起
担当課	地域共生推進課
日 時	7月28日（月）18時05分～18時10分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・木更津市子ども・子育て支援事業計画に同内容の事業あり。
- ・令和6年度の実績はHP設置、SNS発信ともに行っていない状態。
- ・相談窓口の案内や被害防止に関する啓発についての内容に修正する必要あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	43
事業名	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
担当課	こども家庭支援課
日 時	7月7日（月）14時34分～14時51分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					19

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No43、47を統合 No43を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・評価基準が2種類あるため、片方のみ当てはまったときの判断が難しい。
・次期計画では、「母子家庭等への各種貸付金の申請受付1件以上」は削除。また、令和8年度でも修正可能である。
・No46と方向は同じだが、給付の種類が異なり、担当課が別のため、別々に継続実施。
・No84が類似しているため、No84は廃止する。
・No47と同様の事業であり、ひとり親家庭への支援へ特化した事業である本事業は男女共同参画に沿っているため、No47を本事業へ統合する。
・本市の他の計画として、自殺対策計画に同様な事業あり。
・県の男女計画において、給付金の名称は多少ことなるが類似した給付あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	44
事業名	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
担当課	健康推進課
日 時	7月2日（水）15時32分～16時13分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No44、53、54を統合 No44を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・子供の発達や保護者の悩み等を解決するために検診等を実施している。
・No44は妊娠の段階、No53・54は出産後の段階の内容であり類似している。妊娠から出産・育児までをトータルで支援するものとして、No44に統合する。同様の事業としてNo53、54があるため、それらも本事業へ統合する。
・アプリ登録と、子供等の障害等を解決する方法として子育て支援センターやこども発達支援課につないで解決すること、は関係がないため、規準を見直す。
・子ども・子育て支援事業計画、健康ささらづ21に記載あり

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	45
事業名	2-5-1 1 子育てに困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
担当課	こども政策課
日 時	7月4日（金）13時30分～13時42分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	貧困家庭の子どもへの支援であり、男女の性差による課題解決の事業ではないため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・「第3期 木更津市こども・子育て支援事業計画」に同様の事業あり。
・本事業は、生活困窮家庭の子ども（中学生対象）に対し、無料で学習支援を提供することが目的である。男女性差による課題解決のための事業ではなく、また、子どもが学習支援を受けることと、保護者の社会参画に繋がりもない。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	46
事業名	2-5-1 2 経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進
担当課	こども政策課
日 時	7月4日（金）13時42分～14時01分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					19

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ひとり親家庭への手当等の支援は、離婚手続き等で市民課に来庁した際に、制度を案内できていること、離婚した人向けにSNS等で広報することに抵抗があること、相談件数が多いことを評価規準に設定することにも抵抗があり、定量的な評価基準設定は困難である。
・「第3期 木更津市こども・子育て支援事業計画」に同様の事業あり。
・ひとり親家庭の生活安定により、社会参画を促すものであると考えられる。
・類似しているNo84は廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	47
事業名	2-5-1 2 経済的困窮を抱えるひとり親家庭に対する自立支援の推進
担当課	福祉相談課
日 時	7月9日（水）15時09分～14時24分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No43、47を統合 No43を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・ひとり親の相談者は実際多いが、中には一人暮らしの男性もいるので、ひとり親が主ではない
- ・ひとり親家庭に特化するのであれば、こども家庭支援課が該当するか。
- ・職業相談については、こども家庭支援課の事業No43にて同様に実施しているため、統合する。
- ・就職後の環境を整えるものであるため、女性活躍推進法との関連性は該当なし

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	48
事業名	2-5-2 1 性的マイノリティの理解のための啓発・情報提供・研修の実施
担当課	地域共生推進課
日 時	7月28日（月）18時10分～18時20分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ No73, 88と似通うが、男女共同参画の理解を目的としており、静的マイノリティへの理解を目的とする本事業とは異なる。
・ No34の性的マイノリティに関するリーフレットの配布については、本事業に移行する。
・ No50の事業が含まれるため、本事業を継続し、No50は廃止とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	50
事業名	2-5-2 2 効果的なパートナーシップ、ファミリーシップ制度の早期創設
担当課	地域共生推進課
日 時	7月28日（月）18時20分～18時28分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	No48で同内容の事業を実施しているため廃止

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ NO, 48と同様な事業。
・ 基本計画にあり。
・ 令和5年にパートナーシップ制度は導入済み。性的マイノリティへの理解周知は必要だが、NO48で行っているため、廃止。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	52
事業名	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）15時15分～15時20分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	外国人への支援を目的としており、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・基本計画に同事業の取り組みの記載あるため、市としては計画を継続する。
- ・男女の性差による課題解決の事業とは異なるため廃止。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	53
事業名	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応
担当課	健康推進課
日 時	7月8日（火）9時40分～9時58分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。		中間		2
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No44、53、54を統合 No44を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・本事業は、外国人の出産に関する内容であり、性差の課題解決に向けたものではない。国籍関係なく支援するものとして、No44において統合しカバーする。
・No44は妊娠の段階、No53・54は出産後の育児の段階の内容であり類似している。妊娠から出産・育児までをトータルで支援するものとして、No44に統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	54
事業名	2-5-3 1 国際理解と交流の促進、多言語対応
担当課	健康推進課
日 時	7月8日（火）9時58分～10時04分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。		中間		2
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No44、53、54を統合 No44を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・本事業は、外国人の出産に関する内容であり、性差の課題解決に向けたものではない。国籍関係なく支援するものとして、No44において統合しカバーする。
・No44は妊娠の段階、No53・54は出産後の段階の内容であり類似している。妊娠から出産・育児までをトータルで支援するものとして、No44に統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	55
事業名	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）15時20分～15時27分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No34、55を統合 No34を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ 基本計画に同内容の事業があり、またNo34と同内容の事業のため、統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	56
事業名	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進
担当課	障がい福祉課
日 時	7月4日（金）16時07分～16時20分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	障がい者への理解を深めるための事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・ きさらづ障がい者プランに同様の記載あり。
- ・ 障がい者への理解を深めるための事業であり、男女の性差の課題解決のための事業ではない。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	57
事業名	2-5-3 2 社会生活上の困難を抱えている人々への理解促進
担当課	高齢者福祉課
日 時	7月10日（木）13時56分～14時02分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	高齢者に向けての事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 高齢者全般に向けての事業であり、男女の性差による課題はない。
- ・ 介護保険事業計画が同様の事業。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	58
事業名	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進
担当課	障がい福祉課
日 時	7月4日（金）16時20分～16時32分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	障がい者の就労による自立を促進する事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ きさらづ障がい者プランに同様の記載あり。
- ・ 障がい者の就労による自立を促進する事業であり、男女の性差の課題解消のための事業ではない。
- ・ No18、No40も類似事業であり、本事業は廃止とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	59
事業名	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進
担当課	高齢者福祉課
日 時	7月10日（木）14時02分～14時08分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	高齢者に向けての事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 高齢者全般に向けての事業であり、男女の性差による課題はない。
- ・ 介護保険事業計画が同様の事業。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	60
事業名	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進
担当課	福祉相談課
日 時	7月9日（水）14時24分～14時35分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	生活困窮者等就労支援事業を推進しており、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・男女差に関わる事業ではない
 ・障がい福祉課での事業との違いは、障がいの証明となる手帳等があるか否かである。福祉相談課では証明がない場合も対象としている。
 ・イメージとしては、福祉相談課では社会復帰を目的とした事業としているが、障がい福祉課では社会における居場所づくりを目的としている。
 ・地域福祉計画に同様の事業あり。
 ・本事業が男女の計画から無くなったとしても事業としては、福祉相談課で継続する。よって、本事業は男女共同参画と直接的な関係が薄いため廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	61
事業名	2-5-3 3 高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加の促進
担当課	公民館
日 時	7月25日（金） 14時48分～ 15時00分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No25、61、81、82、83 を統合 No82を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ No25、81、82、83に類似している。
- ・ No82において、様々な世代や属性の人を対象にした講座を実施している。よって、高齢者もその中にはいるため、No82に統合する。No82に当該内容が明確になるように記載する。
- ・ 教育振興基本計画に同様な記載あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	62
事業名	2-5-3 4 高齢者見守りサービスの推進
担当課	高齢者福祉課
日 時	7月10日（木）14時08分～14時14分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					14

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	高齢者に向けての事業であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 高齢者に向けての事業であり、男女の性差による課題はない。
- ・ 介護保険事業計画に同様の事業がある。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	63
事業名	2-6-1 1 各種成人保健事業の推進
担当課	健康推進課
日 時	7月2日（水）14時07分～14時17分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					12

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No63, 66を統合 No66を残す。女性、男性、各々に特有のがん等について、本事業とするか、別の事業とするか要検討。
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・No66は、乳がん・子宮頸がん予防啓発の事業である。
 ・本事業No63は、乳がん・子宮頸がんのほか、胃・肺・大腸の検診、また、生活週間予防としての保健指導実施等についての事業である。
 ・男女差の病気に特筆した、乳がん・子宮頸がんの予防啓発事業である、No66を継続し、必要であれば、本事業No63の内容をNo66に追記する。
 ・健康きさらづ21で同様の事業を実施している。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	64
事業名	2-6-1 2 自殺対策・メンタルヘルス保持の推進、各種講座などの開催
担当課	福祉相談課
日 時	7月9日（水）14時35分～14時40分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	メンタルヘルスは男女関係なく必要なものであり、男女差による課題解決の事業ではないため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・「木更津市自殺対策計画」に同様の事業あり。
- ・No7と類似している。
- ・男女の性差の課題解決の事業ではないので廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	65
事業名	2-6-2 1 妊娠・出産における健康の支援
担当課	健康推進課
日 時	7月3日（木）10時04分～10時12分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・本市の他の計画では、子ども・子育て支援計画、健康きささづ21に同様の記載あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	66
事業名	2-6-2 2 女性特有の病気予防の推進、健康に関する各種講座等の周知
担当課	健康推進課
日 時	7月2日（水）14時17分～14時35分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No63, 66を統合 No66を残す。女性、男性、各々に特有のがん等について、本事業とするか、別の事業とするか要検討。
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・女性特有のがんにフォーカスが当たり、前立腺がん等の男性特有のものに対応していない。
・男性特有の前立腺がんの対応する事業を、本事業No66に追記するか、新たな事業として作成するか要検討（別の方が評価規準の設定・評価が明確に感じる）。
・男女差の病気に特筆した、乳がん・子宮頸がんの予防啓発事業である、No66を継続し、必要であれば、本事業No63の内容をNo66に追記する。
・健康きさづ 21に同様の記載あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	67
事業名	女性の視点を取り入れた避難所等の運営
担当課	危機管理課
日 時	7月1日（月）10時45分～11時02分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。		中間		2
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。			無	1
計					19

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・地区防災計画があり、避難の仕方等が記載してある。しかし、男女差の解決の記載はない。
 ・避難所運営マニュアルは、避難所での生活等について記載してあり、男女差を考慮する内容も記載してある。
 ・マニュアルは本来、自治会が作成するものだが、自治会では作成が難しいので市がサポートしている。
 ・内閣府、避難所運営に関する取組指針、避難所運営ガイドラインで、マニュアル作成の記載がある。市の他の計画で定めてはいない。
 ・現在、マニュアル作成は23地区、未作成は21地区である。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	68
事業名	男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発
担当課	危機管理課
日 時	7月1日（月）11時02分～11時16分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・評価基準を修正する必要あり。避難所数ではなく参加人数とする。
 ・避難所数では女性の参加が不明瞭。人数にしても不明瞭さはあるが、人数が増えれば、必然的に女性も増えると推測できるため。
 ・避難所毎に女性の人数を聞くことは困難である。市内一斉で開催しており、出入りもあり、男女数把握には自治会の労力が伴い、そこを目的とした訓練ではないため。
 ・実施計画に中学生と記載がある。まずは、男女の参画を記載し、プラス中学生の記載とし、あくまで男女計画の事業であることを明確にした文章とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	70
事業名	2-7-1 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発
担当課	公民館
日 時	7月25日（金） 15時00分～ 15時27分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	No68で同様の事業あり。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ No68に類似している事業である。
・ No70では、まちづくり協議会は、市民活動支援課が管轄しており、事務局を各公民館が担っている。
・ 防災訓練実施において、現在、男女の性差による、大きな課題はなく、それ以前に、男女問わず、多くの人に参加してもらうことが直近の課題である。今までも、男性は、女性とはといった偏った募集はしていない、することは難しいため、今後も予定はない。
・ 教育振興基本計画に同様な記載あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	71
事業名	3-8-1 1 男女共同参画週間における広報・啓発
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）15時27分～15時36分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No71、74、91を統合 No74を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・基本計画に同内容の事業があり。
・No74、91と本事業はSNSや雑誌での啓発活動という点で同様の事業であるため、No74へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	72
事業名	3-8-1 2 男女共同参画に関するセミナーや研修の開催
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）15時36分～15時43分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ 基本計画に同内容の事業あり。
・ No71、No74と内容は似ているが、本事業はフォーラムにより啓発を行う事業であり、SNSなどの広報による啓発とは方法が異なる。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	73
事業名	3-8-1 2 男女共同参画に関するセミナーや研修の開催
担当課	職員課
日 時	7月3日（木）10時2分～10時9分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No73、88を統合 No73を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ No73とNo88は同じ事業である。
・ 施策担当部署(地域共生推進課)と連携して実施している。
・ 主要課題や施策のカテゴリ別に事業を作成しているため、同事業に対し、2つの評価表の作成となっている。
・ No89とも同様の事業であるが、No89は地域共生推進課が主催で課長研修を行っている。No73、88は職員課主催で、研修内容の一部を男女として、地域共生推進課と一緒に取り組んでいる。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	74
事業名	3-8-2 1 各種統計資料の収集、広報やHP、SNSを活用した情報の提供
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）15時43分～15時50分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No71、74、91を統合 No74を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・ 基本計画に同内容の事業あり。
- ・ No71、91と同内容の事業であるため、本事業へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	75
事業名	3-8-2 2 男女共同参画に関する市民アンケートの実施
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）15時50分～15時58分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・男女共同参画計画において、毎年の進行管理により適時適切に更新することは必要であるが、市民の意識調査に基づく大幅な計画変更は計画期間の5年ごとでよいと考える。したがって、アンケートは次期計画策定前年度のみの実施とする。県の計画も計画策定年度の前年1度の実施である。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	76
事業名	3-8-2 3 各種団体等のあり方や名称の見直しの検討
担当課	地域共生推進課
日 時	7月29日（火）16時09分～16時17分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。		中間		2
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					13

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	ジェンダー視点の団体名称は存在するが、その名称であることによる課題は発生していない。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・市内に〇〇女性会等の名称の団体は存在するが、当該名称であることによる市民からの問題提起や課題は発生していない。
・名称変更をした場合でも、男女共同参画に寄与する可能性は低いと見られる。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	78
事業名	3-9-1 1 教職員や保育士に対する研修や学習機会の提供
担当課	学校教育課
日 時	7月16日（水）10時09分～10時23分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。	有			3
計					19

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	男女共同参画の意識向上を目的とした事業ではなく、今後もその予定がないため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・上段「夏季休業期間を…開催します」の事業は、まなび支援センターの所管であり、まなび支援センターが研修の内容を検討し実施している。事業概要の下段に記載してある講師は、学校教育課にいる指導主事実施が、まなび支援センターからの依頼に基づき行っている。
・したがって、本事業は、まなび支援センターに移管したい。
・現在の事業概要では、単に先生が研修して教育スキルを上げましょう、に見える。概要の中に「教員や保育士の男女共同参画の意識の向上…」のような文言に修正すると良い。
・本事業については、市の教育振興計画に記載がある。
・まなび支援センターに確認したところ、当該事業はまなび支援センターで行っているため、移管は問題ないとのこと。ただ、研修は専ら教職員の教育スキルの向上を目的としており、特に男女共同参画に関する意識向上を目的とはしてはならず、今後もその予定はないため、男女共同参画に寄与する事業とは言い難いとのこと。そのため、本事業は男女共同参画の事業としては廃止の方向性。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	79
事業名	3-9-1 1 教職員や保育士に対する研修や学習機会の提供
担当課	地域共生推進課
日 時	7月30日（水）16時08分～16時18分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・地域推進員事業は、中学校に出向き、中学生に対し、男女共同参画について、寸劇により啓発する事業が主の書きぶりとなっている。
・寸劇において、当該学校の教職員も参加している。その折に教職員に対しても学習機会提供や啓発を行っている。
・事業名の目的としては、教職員に向けた学習機会の提供であるが、現在の事業概要は生徒が主となり、副として教職員となっているため、事業概要の書きぶりを修正する必要がある。
・事業としては、教職員への機会の提供になっているため、継続とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	80
事業名	3-9-1 2 保育園における男女共同参画教育の推進
担当課	こども保育課
日 時	7月8日（火）14時00分～14時25分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。		中間		2
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			無	1
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	男女の性差の違いを認識した上で平等に生活活動しているため。

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ 幼少期の児童は男女差を認識していない。また、保育士も性差を生じさせるような保育はしておらず、男女の性差による課題はない。
・ 園児は、男女の差なく仲良く過ごしているため、男女共同参画についての保育を行うことは、逆に性差を意識させることになる可能性がある。
・ クッキングや運動教室などを男女問わず実施していることが、男女隔たりなく生活することに繋がるが、通常の園児の体験として実施しており、男女差課題解決や男女共同参画推進の事業として位置付けることには適さない。
・ 評価基準を行事回数とするのであれば定量的評価は可能である。
・ 県の男女共同参画計画では、学校教育における男女共同参画の啓発推進は目標にあるが、保育園でのものはない。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	81
事業名	3-9-1 3 男女共同参画の視点に立った講座等の開催
担当課	生涯学習課
日 時	7月18日（金）10時16分～10時21分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No25、61、81、82、83 を統合 No82を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・ No25、61、81、82は同様の事業である。統合可否を要協議する。
- ・ 公民館のコミュニティセンター化に際して、事業の見直しが必要ではないか（公民館と統合）
- ・ ⑤教育振興基本計画

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	82
事業名	3-9-1 3 男女共同参画の視点に立った講座等の開催
担当課	公民館
日 時	7月25日（金） 15時27分～ 15時35分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	NNo25、61、81、82、83 を統合。No82を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ R8からの支援センター移行予定に伴い、予算関係は生涯学習課、実行は交流センターとなる。
- ・ 上記に伴い、本事業は、生涯学習課が担う。
- ・ 教育振興基本計画に同様な記載あり。
- ・ No25、61に類似しているため、本事業に統合する。
- ・ No81、83も同様の事業のため、本事業へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	83
事業名	3-9-1 4 家庭や地域における男女共同参画教育の推進
担当課	生涯学習課
日 時	7月18日（金）10時22分～10時29分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。		中間		2
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No25、61、81、82、83 を統合 No82を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・ No81、82の家庭教育学級のメンバーを対象に実施している。
- ・ No81、82と事業内容が類似しており、No82へ統合する。
- ・ 教育振興基本計画に同様の事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	84
事業名	3-9-1 4 家庭や地域における男女共同参画教育の推進
担当課	こども家庭支援課
日 時	7月7日（月）14時51分～15時24分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。	有			3
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。		中間		2
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	No43、46にて同様の助言・周知を行っているため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・そもそも事業概要が、誰に対する視点での「教育」なのか不明である。
育児を行う若い世代か、または、50、60代など上の世代も含めるか。
・評価規準は、アンケートを実施しているわけではない。深刻な相談をしに来庁する方にアンケートを取るのも抵抗がある。したがって、理解度は、経験則で判断している。
・相談の内容は、配偶者が家事をしない（ワンオペ）であったり、DVであったり、経済的な問題での離婚相談が主であり、その際に、「男女で協力しましょう」であったり、男女共同参画の視点を伝えるといった助言を求めている相談者はいない。離婚後の生活のための情報提供を求めており、金銭、住居、相談先についての助言となっている。当該内容の情報は、No43、46で行っており、不要と考えられるため廃止する。
・市の他の計画では、子ども・子育て計画に同様な事業あり。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	85
事業名	3-9-1 4 家庭や地域における男女共同参画教育の推進
担当課	学校教育課
日 時	7月16日（水）10時24分～10時53分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。			無	1
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機械が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	学校の運営内容を地域や保護者と一緒に考える場であり、男女差の課題解決に向けた事業ではない

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・コミュニティ・スクールは、男女共同参画教育を行ったり啓発する場ではなく、学校の運営内容を地域や保護者と一緒に考える場である。現在は特認校で実施している。
 ・現在、コミュニティ・スクールでは、男女差に関する課題はなく、男女共同参画の啓発等は行っていない。
 ・今期の計画の評価規準である最大6校のコミュニティ・スクール導入を達成した。今後、件数が減ることは基本ない。
 ・事業名にある、家庭や地域に課題があったとしても、学校が両者に指導できる立場にはない。お願いとして啓発した場合でも、当該内容を本事業の施策とする程の内容は難しく、「男性の方、又は、女性の方の参加してください。」とお願いするに留まるため、本計画への施策にすることは困難である。
 ・市の基本計画に、コミュニティ・スクールの導入に関しては言及があるが、そこで男女共同参画について啓発等を行うことについては言及なし。
 ・事業概要に対して、評価基準が異なるのではないか。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	86
事業名	3-9-2 1 地域の実情に合わせた教育機会の提供、性別等にかかわらず職業選択を行
担当課	学校教育課
日 時	7月16日（水）10時54分～11時00分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

- ・ 小学校は職場体験、中学校はキャリア教育という表現をする。
- ・ 本事業については、市の教育振興計画に記載がある。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	87
事業名	4-10-1 1 （仮称）木更津市男女共同参画条例の早期制定
担当課	地域共生推進課
日 時	7月30日（水）16時18分～16時30分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。			無	1
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合		
廃止	○	条例制定済みであり、啓発はNo71で行っているため

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

- ・事業名はあくまで「制定を目指す」ものであり、すでに制定済みであるため不要。
- ・その後の啓発活動は必要だが、No71において行っているため廃止する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	88
事業名	4-10-2 1 男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施
担当課	職員課
日 時	7月3日（木）10時9分～10時14分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					17

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No73、88を統合 No73を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ 施策担当部署(地域共生推進課)と連携して実施している。
 ・ No89の事業の内、課長研修は、地域共生推進課が主催し実施している。
 新採職員研修は、職員課が企画し、複数の内容について研修を行っている中で男女の内容を職員課が設定し、講師を地域共生推進課職員が行っている。
 ・ よって、No73、88の職員課主催で1つの事業とし、地域共生推進課主催のNo89で1つの事業とする。
 ・ 主要課題や施策のカテゴリ別に事業を作成しているため、同事業に対し、2つの評価表の作成となっている。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	89
事業名	4-10-2 1 男女共同参画施策担当部署との連携、庁内研修の実施
担当課	地域共生推進課
日 時	7月30日（火）16時55分～17時01分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					15

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・基本計画に同様の事業あり。
・本事業の内、課長研修は、地域共生推進課が主催し実施している。
新採職員研修は、職員課が企画し、複数の内容について研修を行っている中で男女の内容を職員課が設定し、講師を地域共生推進課職員が行っている。
・よって、地域共生推進課主催の本事業No89で1つの事業とし、No73、88の職員課主催で1つの事業とする。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	90
事業名	4-10-2 2 市民・団体・企業などとの連携
担当課	地域共生推進課
日 時	7月31日（木）15時52分～16時00分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。			不可	1
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。	無			3
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No90, 92を統合 No92を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・毎年開催される男女共同参画推進委員会において、参加する企業等の委員とは意見交換をしている。
・評価基準を定量的に設定することが困難。
・本事業を廃止したとしても、委員会自体は継続する。
・No92は委員会の結果をもとに進行状況を公表する事業であり、委員会内で企業等と意見交流して進行状況に反映させるという意味で似るため、本事業はNo92へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	91
事業名	4-10-3 1 市民に向けた計画の周知と意識の高揚
担当課	地域共生推進課
日 時	7月31日（木）16時25分～16時30分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。	有			3
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。			有	1
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。			有	1
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					16

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続		
統合	○	No71、74、91を統合 No74を残す
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性がある。

（ 備考 ）

・ No71、74と本事業はSNSや雑誌での啓発活動という点で同様の事業であるため、No74へ統合する。

男女共同参画計画事業ヒアリング 結果表

事業連番	92
事業名	4-10-3 2 計画の推進状況の把握と公表
担当課	地域共生推進課
日 時	7月31日（木）16時19分～16時25分

1 ヒアリング内容

No	評価項目	点 数			
		3	2	1	
1	男女共同参画社会の実現に大きな課題があるか。		中間		2
2	男女共同参画社会に直接的に寄与があるか。	有			3
3	評価基準を定量的に設定することができるか。	可			3
4	本市の男女共同参画計画において同様な事業があるか。		中間		2
5	本市の他の計画において同様な事業があるか。	無			3
6	千葉県男女共同参画計画において同様な事業があるか。	有			3
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と関連があるか。			無	1
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連があるか。			無	1
計					18

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（ 根拠法令：男女共同参画社会基本法 ）

2 今後の方向性

区分	該当有無	備 考
継続	○	No90、92を統合 No92を残す
統合		
廃止		

※ 令和7年度の国・県の策定する次期計画により、左記方向性の変更の可能性はある。

（ 備考 ）

・ No90とは、委員会内で企業等と意見交流して進行状況に反映させるという意味で似るため、No90を本事業へ統合する。なお、企業等の意見を踏まえ反映させている旨を追記する。